4　960-1164MHzの周波数帯のAM(R)Sシステムを認める主管庁は、ITU-R勧告M.2013-0の第１附属書に述べる特性を有する、考慮事項f)に示されるシステムとの両立性が確保されること。

5　960-1164MHzの周波数帯のAM(R)Sシステムと考慮事項f)のシステムとの両立性は、ICAOにおいて取り扱われるべき問題であること。

6　960-1164MHzの周波数帯のAM(R)Sを実施しようとする主管庁は、1164-1215MHzの周波数帯のRNSSへ有害な混信を引き起こさないために、以下に述べる基準を活用しなければならないこと。

－　960-1164MHzの周波数帯を分配されたAM(R)Sを運用するいかなる地上局も、e.i.r.p.は、次の表に示す値に制限されなければならない。

非パルスAM(R)S地上局送信における960-1164MHzの周波数帯における発射（搬送波中心周波数の機能としての960-1164MHzの周波数帯の最大許容e.i.r.p.）				1164-1215MHzの周波数帯における発射	
AM(R)S 中心周波数<1091MHz	AM(R)S 中心周波数 1091-1119 MHz	AM(R)S 中心周波数 1119-1135 MHz	AM(R)S 中心周波数 1135-1164 MHz	1164-1197.6 MHz	1197.6-1215 MHz
51.6dBW	51.6から23.6dBW に直線的に減少	23.6から-2.4dBW に直線的に減少	-2.4から-68.4dBW に直線的に減少	1164-1197.6MHzの周波数帯の任意の1MHzにおいて-90.8dBW	1197.6-1215MHzの周波数帯の任意の1MHzにおいて-90.8dBW

－　960-1164MHzの周波数帯のAM(R)S分配の下で運用するいかなる航空機搭載局も、e.i.r.p.は、次の表に示す値に制限されなければならない。

非パルスAM(R)S航空機搭載局送信における960-1164MHzの周波数帯における発射（搬送波中心周波数の機能としての960-1164MHzの周波数帯の最大許容e.i.r.p.）				1164-1215MHzの周波数帯における発射	
AM(R)S中心周波数<1091MHz	AM(R)S中心周波数 1091-1119 MHz	AM(R)S中心周波数 1119-1135 MHz	AM(R)S中心周波数 1135-1164 MHz	1164-1197.6 MHz	1197.6-1215 MHz
55.3dBW	55.3から27.3dBWに直線的に減少	27.3から-1.3dBWに直線的に減少	-1.3から-64.7dBWに直線的に減少	1164-1197.6MHzの周波数帯の任意の1MHzにおいて-84dBW	1197.6-1215MHzの周波数帯の任意の1MHzにおいて-92.4dBW

7　パルス発射を行う960-1164MHzの周波数帯を運用する将来のAM(R)Sシステムは、RNSSシステムを保護するために、960-1164MHzの周波数帯で運用するAM(R)S地上及び航空機搭載局の非パルス発射が上記決議事項６における最大e.i.r.p.レベルで保護する場合と等価になるように、AM(R)Sの地上及び航空機搭載局のパルス発射特性を制限していることを公表しなければならない。

以下を事務総局長に指示する。

この決議に対するICAOの注意を喚起すること。

改　　決議第418（WRC-15、改）　航空移動業務での遠隔測定用アプリケーションのための5091-5250MHzの周波数帯の使用

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　広帯域の航空遠隔測定システムのための移動業務に世界的なスペクトルを提供する必要があること。

b)　航空機局の運用は、国内及び国際の規則及び規制の対象であること。

c)　5030-5150MHzの周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務に分配されていること。

d)　5091-5250MHzの周波数帯の固定衛星業務（地球から宇宙）への分配は、移動衛星業務における非静止衛星のフィーダリンクに限定されていること。

e)　5091-5150MHzの周波数帯は、第9.21号に基づく協定を条件として、一次的基礎でAMS(R)Sにも分配されていること。

f)　WRC-07が、第5.444B号の下で、5091-5150MHzの周波数帯を一次的基礎でAMSにも分配したこと。

g)　5150-5250MHzの周波数帯は、一次的基礎でAMSを除くMSにも分配されていること。

h)　WRC-07が、第5.446C号の下で、5150-5250MHzの周波数帯を一次的基礎でAMSに追加分配したこと。

i)　AMSにおけるAMTは、第1.59号で定義されている安全業務のアプリケーションとは考慮されないこと。

以下に留意し、

a)　研究の結果、一次的基礎のAMSでの5091-5250MHzの周波数帯の使用は、一定の条件と取決めの下でならば飛行試験での遠隔測定用送信に限定して実現可能であることが示されていること。

b)　5091-5250MHzの周波数帯で運用する航空機局について、ITU-Rが特定する技術上及び運用上の要件によって、他の業務への混信を防ぐこととすること。

c)　5091-5150MHzの周波数帯は、精密な進入と着陸を目的に国際標準化されたMLSの運用のために使用されることになっていること。

d)　遠隔測定を支援するためのAMSの送信機とMLS受信機の間で十分な離隔距離を設けることで、MLSを保護することができること。

e)　5091-5250MHzの周波数帯で運用されるAMSとFSS間の両立性及び共用を確実に可能にするための方法が、ITU-Rの研究によって作成されたITU-R報告M.2118において、AMT航空機局の送信から固定衛星業務の宇宙機の受信機への干渉が$\Delta T_{satellite}/T_{satellite}$の1%を超えないことと結論付けられていること。

f)　MLSとAMSとの共用を促進する方法は、ITU-R勧告M.1829に含まれていること。

g)　ITU-R勧告M.1828が、飛行試験のための遠隔測定用送信に限定されたAMSにおける技術上及び運用上の要件を定めていること。

h)　ITU-Rにおいて、飛行試験に限定されたAMTのための共用性の研究が行われていること。このアプリケーションは、主管庁がこの目的のために指定した空域において行われる、航空機の開発、評価及び／又は認証のための非商用の飛行中に行う航空機のテストのためのものであること。

以下を認め、

a)　5030-5091MHzの周波数帯においては、第5.444号に従い、MLSに優先権が与えられることになっていること。

b)　ITU-Rにおいて、5091-5250MHzの周波数帯における他の業務とともに飛行試験のためにAMTの共用と両立性に関する研究が行われてきていること。

c)　決議第748（WRC-15、改）も、AMSによる5091-5150MHzの周波数帯の使用の指針を定めていること。

以下を決議し、

1　AMTを実施することを選択した主管庁は、5091-5250MHzの周波数帯においては、AMTのアプリケーションを留意事項 h)で特定されているものに限定し、本決議の第１附属書に定める基準を用いること。

2　本決議の第１附属書の§3及び§4にある陸上業務を保護するためのpfd制限値は、主管